

広報 ニセコ

昭和51年12月1日発行

No. 178

ニセコ町役場総務課

自然を愛し、住みよい環境をつくりましょう。

(ニセコ町民憲章)



たいせつに保存をあとでお役に立ちます。

町の人-口
男.....2,392人
女.....2,527人
計.....4,919人
世帯数...1,331世帯
(51年10月末現在)

見て、ぼくとわたしの名演技

11月21日(日曜日)、町立保育所の発表会が同保育所遊戯室で午前9時30分から開催されました。

園児はこの日のために練習した遊戯、歌などを、みんなの前で披露、始めは、チヨツビリ緊張さみでしたが、3才児未満の「つぼみ組」をはじめ、各組とも名演技ぶりを発揮、お父さん、お母さんから盛大な拍手がおくられました。

昭和51年 **12** 月号

第8回臨時町議会

第8回ニセコ町議会臨時会は11月19日議場において開催され、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の改正など条例改正案4件、一般会計などの補正予算案4件、財産の交換などを審議し、原案どおり可決いたしましたのでその主な内容をお知らせいたします。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会議員の期末手当の支給率「百分の五百二十」を「百分の五百」に改めました。

特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例

一般会計補正予算

一般会計補正予算は、才入才出それぞれ三千七百五十九万五千円を追加し予算総額は、才入才出とも一億六千五百八十万円となりました。

その才出のおもものは

- 〔総務費〕 耐火スチール書庫購入 百八十六万円追加 備荒資金組合納付金 三千万円追加 有線放送電話事業特別会計繰出金 六十四万四千円追加

〔選挙費〕 衆議院議員選挙費 十一万六千円追加

〔民生費〕 国民健康保険事業特別会計繰出金 三十五万円追加

〔農林水産業費〕 農免農道整備事業負担金 百二十五万円減

〔土木費〕 ブルドーザー修繕料 百八十八万円追加

〔消防費〕 羊蹄山ろく消防組合負担金 六十五万六千円追加

有線放送電話事業特別会計補正予算

この特別会計の補正予算は、才入才出それぞれ百八十七万二千円を追加し、予算総額は、才入才出とも一億九千九百九十四万四千円となりました。

その才出の主なものは、有線電話から公社線電話に移管される時期が二ヶ月延長されたための人件費と維持管理費です。

国民健康保険事業特別会計補正予算

この特別会計の補正予算は、才入才出それぞれ百九十三万四千円を追加し、予算総額は才入才出とも一億九千三百五十七万四千円となりました。

その才出の主なものは、人件費の追加です。

簡易水道事業特別会計補正予算

この特別会計補正予算は、才入才出それぞれ四十三万九千円追加し予算総額は二千五百五十八万三千円となりました。

その才出の主なものは、人件費の追加です。

12月5日は

衆議院議員総選挙の投票日です 最高裁判所裁判官国民審査

有権者の皆さんは、すでに新聞、テレビ、演説会や選挙公報などを通じて、政党の政策や候補者の人物、識見や考え方を充分見きわめ、投票しようとする候補者を決めていることと思いますがこの総選挙は、国民が国政に直接参加する貴重な機会ですので、棄権することなく、主権者としての権利を行使して下さい。

今月の納税

町民税……第3期 国民健康保険税……第4期

納期限は、12月25日です。 忘れず納入いたしましょう。

町の目録

- 11月 3日~7日 文化まつり 8日 選挙管理委員会 8日 文化まつり反省会 8日~12月1日 地籍調査閲覧 10日 建設常任委員会 10日 自動車運転免許証更新講習会 15日 農地相談日 17日 教育委員会 18日 駐在員会議 19日 臨時町議会 19日 農業委員会総会 24日 献血日 25日 無料人権法律相談日 27日 産業まつり

保育所の入所手続は……

1月30日までに



保育所入所手続の心得

社会係では昭和五十二年一月一日より同月三十日まで申請を受けます。希望者はつきのことを充分留意されて、今から心の準備をしていただくようお願いいたします。

- 保育所は保育に欠ける幼児を保育することを目的とし、幼児が昼間の大半を保育所で生活するため個々の子供の欲求を満たしながら、集団生活の経験と安定感をもつて活動できるようにし、心身の諸能力を健全で調和のとれた姿に育成し、豊かな人間性をもつた子どもを育成するところであることを基本的に知っていただきたいと思ひます。 今さら申し上げるまでもありませんが、幼稚園と保育所の違いに一寸ふれてみると幼稚園は幼児に対し学校教育を施すことを目的としますし、保育所は「保育に欠ける児童」の保育を行うことを、その目的とするものであって、両者は明らかに機能を異にするものであることを充分知っていただきたいと思ひます。 ①入所できる基準(生後18ヶ月以上) ②母親が家庭外労働に従事していること ③母親が日常の家事以外の労働に従事している場合 ④但し父親がその業に従事し同居の親族、使用人がいる家庭は除く ⑤母親のいない場合 ⑥母親が出産の前であつたり病氣または身障者の場合 ⑦母親が病人や身障者の看護等にあたつて居る場合 ⑧家庭に災害のあつた場合

歳末犯罪の防止

犯罪を防いで明るい歳末

今年もまた、師走がやってきました。この時期は「一年の総決算」として、銀行などから現金の出入りや、人の動きがかわたしくなります。 例年、年の瀬に入つてから現金をねらつた凶悪な犯罪やどろぼうが、多く発生しております。 このような、歳末の犯罪を防ぎ被害にかからないように注意しましょう。 ①盗難の予防 ▲ ②おでかけは、ひと声かけてカギかけて ③ちよつとの外出も、戸締りを完全にし、隣りにひと声をかけて、ルース中の用心を頼みましょう。 ④多額の現金は、家に置かないよ

道路は広く使いましよう

ことしも、降雪の季節となりました。町では、毎年この自然条件の中で、より快適な冬の生活を過ごしていただくため、主要道路の除雪、圧雪作業を進めて参りますので除雪作業の障害となるつきのようなことに十分ご注意がいます。 ①道路には、つとめて駐車しないようにすること。 ②道路上に通行や除排雪の障害

街を自然を美しく

吸いがらの投げ捨ては やめましょう。



上半期特別会計の執行状況

有線放送電話事業特別会計

才入	予算額	収入額	割合
	10,032千円	5,316千円	53.0%
才出	予算額	支出額	割合
	10,032千円	5,002千円	49.9%

国民健康保険事業特別会計

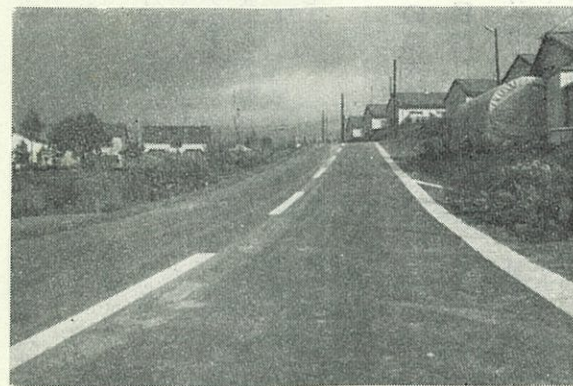
才入	予算額	収入額	割合
	191,640千円	83,404千円	43.5%
才出	予算額	支出額	割合
	191,640千円	68,972千円	36.0%

3. 町債

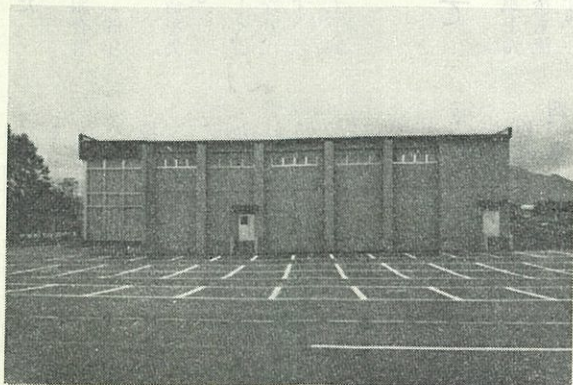
(各種事業遂行のための借入金) 829.536千円

4. 一時借入金

なし



新市街南一線道路改良舗装



町民センター駐車場整備

簡易水道事業特別会計

才入	予算額	収入額	割合
	25,144千円	15,739千円	62.6%
才出	予算額	支出額	割合
	25,144千円	14,789千円	58.8%

町の財産

1. 不動産

土地	4,702,050.19㎡
建物	24,620.20㎡

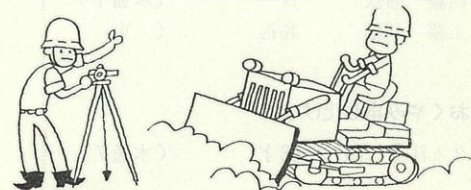
2. 基金

財政調整基金	129,791千円
産業振興基金	7,166千円
土地開発基金	12,372千円
国民健康保険基金	6,321千円

上半期の主な建設事業

(100万円以上)

事業名	事業費
有島北一線道路整備	24,050千円
ニセコ登山道路舗装新設	18,850
ルベンベ通道路局部改良舗装	29,100
市街地軌道線道路局部改良舗装	13,430
真狩旧道線道路局部改良舗装	13,930
町民センター駐車場整備	11,092
小花井地区農業用施設災害復旧	13,994
福井四号線道路局部改良	8,200
新市街南一線道路局部改良舗装	7,996
田下通道路局部改良	6,730
ニセコ地区農免農道整備	6,250
芙蓉荘前通道路局部改良舗装	5,950
芙蓉橋通道路局部改良舗装	5,780
上昆布道路二号線舗装新設	7,250
昆布地区旧国道局部改良舗装	4,880
学校給食施設整備	4,663



<昭和51年度>

上半期財政状況の公表

【昭和51年4月1日から9月30日まで】

～はじめに～

「財政事情説明書の公表に関する条例」の規定により昭和51年4月1日から昭和51年9月30日までの財政状況をつぎのとおり公表いたします。

これは町民のみなさんにありのままのすがたを正しく知っていただきたく理解と認識を深めるために公表するものです。みなさんの町政に対するいつそうのご理解とご協力をお願いいたします。

昭和51年12月

ニセコ町長 遠藤京作

(単位千円)

款	当初予算 A	補正予算 B	現在予算 (A+B)C	収入済額 D	執行率 D/C×100%
町税	123,089	3,600	126,689	80,138	63.3
地方譲与税	27,500	0	27,500	1,691	6.1
自動車取得税交付金	17,000	0	17,000	6,535	38.4
地方交付税	445,544	13,490	459,034	381,551	83.1
交通安全対策特別交付金	0	357	357	0	—
分担金及び負担金	7,234	△ 655	6,579	2,492	37.9
使用料及び手数料	14,391	200	14,591	6,340	43.5
国庫支出金	62,295	△ 7,512	54,782	18,232	33.3
道支出金	59,250	7,544	66,794	5,433	8.1
財産収入	9,834	5,396	15,230	7,626	50.1
寄附金	1	0	1	0	—
繰入金	88,000	0	88,000	0	—
繰越金	7,000	5,061	12,061	12,062	100.0
諸収入	65,269	460	65,729	19,259	29.3
町債	147,600	10,600	158,200	0	—
合計	1,074,006	38,541	1,112,547	541,359	48.7

第1表

一般会計

上半期才入のようす

上半期才入の執行状況は表1のとおりですが、当初予算に補正予算を加えた現在予算額が1億1千2百54万7千円。予算に対し48.7%の収入済となつております。

第2表

上半期才出のようす

上半期才出の執行状況は、表2に示すとおりですが、現在予算額11億1千2百54万7千円に対し4億9千4百17万3千円が支出済。予算の44.4%がすでに使われております。

★ 支出総額 4億9,417万3千円

○ 予算額 11億1,254万7千円

△ 支出割合 44.4%

議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費
★ 11,842千円 ○ 30,304千円 △ 39.1%	★ 91,695千円 ○ 248,888千円 △ 36.8%	★ 61,019千円 ○ 139,562千円 △ 43.7%	★ 14,538千円 ○ 33,703千円 △ 43.1%	★ 150千円 ○ 200千円 △ 75.0%
農林水産費	商工費	土木費	消防費	教育費
★ 35,155千円 ○ 105,844千円 △ 33.2%	★ 10,435千円 ○ 16,212千円 △ 64.4%	★ 138,093千円 ○ 229,393千円 △ 60.2%	★ 23,752千円 ○ 44,659千円 △ 53.2%	★ 55,806千円 ○ 126,129千円 △ 44.2%
災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	町税1人当り
★ 6,179千円 ○ 27,020千円 △ 22.9%	★ 30,018千円 ○ 78,074千円 △ 38.4%	★ 15,491千円 ○ 30,559千円 △ 50.7%	★ 0千円 ○ 2,000千円 △ %	8,456円 (4月から9月まで)

十二月四日～十日
第二十八回人権週間

人権問題のご相談を

本年で「世界人権宣言」の採択二十八周年を迎えますが、十二月十日の人権デーを最終日とする一週間を第二十八回人権週間として、各関係機関および団体の協力のもとに広く国民に呼びかけ、人権意識の高揚をはかるものです。○一人権擁護委員制度ー○国民の人権を擁護する機関として、わが国には人権擁護委員制度があります。この人権擁護委員は市町村長が議会の意見を聞いて推せんした地域の有識者の中から、法務大臣が委嘱した方ですが、全国の市町村にあつて常に人権擁護のため活躍しております。○本町では次の方が人権擁護委員に委嘱され、巾広い活動をしております。大徳 一幸 氏(本通五) 前田 重信 氏(本通三)

年末の郵便はお早めに

○小包は十五日までにお出しください。また、せつかくの気持がそのまま受取人に届くよう包装には十分ご注意をねがい致します。○年賀状の受付は十五日から始まります。四、五、十一、十九日の日曜日には年賀状を書き、おそくとも二十日までにお出し

ください。お年玉つき年賀はがき以外のはがきで年賀状をお出しのときは、表面左側の見やすいところに「年賀」と赤書してください。○ポストへお出しのときは、バラバラにならないよう十文字に束ねてお出しください。○封書は年賀の取扱はいたしません。郵便物はすべて郵便番号で区分けされます。小包にも年賀状にも必ず受取人と差出人の郵便番号を正しくハッキリお書きください。

冬道の交通事故防止

冬道はスピード半減 車間距離二倍

冬の北海道は雪で道幅がせまくなり、視界が悪く、また路面が凍り、スリップするなど、ちよつとした不注意が重大事故を招きます。交通事故のない明るい歳末を迎えましょう。○スピードは控えめにスピードの出過ぎは、スリップによる追突、横転事故につながります。いつでも、どこでもスピードは控えめに運転しましょう。○車間距離は夏の二倍以上に積雪や凍結した道路では、夏の二倍以上の車間距離を保つて運転し、追突しないよう注意しましょう。○急ブレーキは絶対かけない冬道では、アクセルペダルを急に踏んだり、離したりするだけで

横すべりします。とくに急ブレーキは危険です。つねに踏み加減を調整し、一定の速度で運転しましょう。○降雪時は灯火をつけよう雪が激しく降ると、視界がそれだけ悪くなります。お互いの安全を守るため昼間でも前照灯、尾灯などをつけ、進行方向をほかの車に知らせましょう。

戸籍謄本の請求には

「使用目的」を明らかに

来る十二月一日から戸籍謄本の交付請求のしかたが改正されます。改正の理由は、戸籍を不当に利用して、国民のプライバシーを侵害することのないようにすることにあり。今後、他人の戸籍や除籍の謄本を請求するときは「請求の事由」つまり何の目的に使用するかを具体的に示していただくこととなります。もし、その請求が不当な目的によるものであるときは、これに応じられないこととなります。また、戸籍の閲覧は、できなくなりますが、なお、郵便で請求する場合の手数料は必ず現金書留か、郵便局の定額小為替で納めてください。御注意 本人といつわつたり、うその事由を示して戸籍の謄本の交付を受けたときは、過料に処せられることがあります。

火災は人災防くはあなた

十月三十一日現在、消防組合管内の火災発生件数二十一件(昨年一年間で十三件) 火災により三人の尊い人命を失なうと言ふ最悪の状態です。年末、年始は何かと忙がしく、火の取り扱いがおろそかになり、思わぬ大惨事を引き起します。ひとり、ひとりが注意をし、良いお正月を迎えましょう。

風しんにごついて

昨年から今年にかけて、風しんがかなり流行しており、今後も流行が続くものと推定されます。つきましては、次のことに注意し、風しんにかからないよう気をつけましょう。一、妊娠初期(四ヶ月未満)の妊婦が風しんにかかると、そ

の胎児に障害が生ずる可能性があるとしております。免疫がない妊娠初期の妊婦や妊娠予定の方は、流行期には、患者との接触を避けるように注意することが必要です。二、妊娠可能な方のおよそ八〇/九〇パーセントは免疫を持っています。推定されておりますが、妊娠してからでは検査時期を過ぎてしまうこともあり、現在のように流行しているときは妊娠する前に検査を受け、安心して赤ちゃんを生むことが大切です。三、風しんの抗体、つまり免疫があるかどうかを調べるには血清検査の方法があります。四、風しんについての検査を希望される方は、俱知安厚生病院で実施されておりますので受診して下さい。又、風しんについてのお尋ねがありましたら、役場衛生係へご連絡下さい。

戸籍の窓口

10月21日から 11月20日まで

▶ご結婚おめでとう 中西 洋志=及川美代子 (有島2)

▶お誕生おめでとう 芳賀 雪江 幸弘 (北栄) 久保 勝義 信義 (別太) 堀尾 敦 宗秋 (福井) 佐藤 瑠依 良一 (本通1) 工藤 利雄 邦善 (東)

▶おくやみ申し上げます 久々江慶二郎 68才 (本通7)